

【計画書】

川棚都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目 次 】

1. 都市計画の目標.....	1
1) 川棚都市計画区域における都市づくりの基本理念.....	1
2) 地区毎の市街地像.....	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	3
1) 区域区分の決定の有無.....	3
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
①主要用途の配置の方針.....	4
②土地利用の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	5
2)－1 交通施設.....	5
2)－2 河川.....	6
2)－3 下水道.....	6
2)－4 その他の都市施設.....	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	7
5) 都市防災に関する方針.....	8
6) 景観に関する方針.....	9

川棚都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 川棚都市計画区域における都市づくりの基本理念

川棚都市計画区域は、県北地域の南東部に位置し、地域の中核都市である佐世保と隣接していることから、生活面や産業面など佐世保と密接な関係を有している都市計画区域である。

本都市計画区域の属する県北地域は、大村湾県立公園に指定されている海岸線等の豊かな自然環境や知名度の高い観光資源を有した地域である。ここで、「豊かな自然と都市とが共生した暮らしやすい環境づくり」を県北地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、県央地域にも属しており、広域的な交通利便性の享受ができ、大村湾県立公園の大崎自然公園に代表される豊かな自然環境、川棚川水系の清らかな豊富な水、キリシタン墓碑や戦時中の遺構などの歴史的遺産を有している。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- 都市的な生活利便性と自然とが調和した、住み心地のよい都市づくり
- 観光やレクリエーションの場として、活力とにぎわいのある都市づくり
- 豊かな緑と清らかな水を保全・活用し、自然環境と共生する都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. JR川棚駅周辺地区

本都市計画区域の中心市街地であり、町役場や業務施設、小売店舗、公共公益施設などが立地している。住民の日常生活を支える生活交流の拠点として魅力ある市街地形成を図る。

b. 川棚工業団地

食料品製造業や窯業などの工業施設が集積した地区である。

物流機能やアクセス機能が充実した産業の拠点としての形成を図る。

c. 大崎自然公園地区

くじゃく園や海水浴場、キャンプ場などを有する大崎自然公園を、自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、本都市計画区域のみならず広く県民が豊かな自然にふれあうことのできる場としての空間形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

川棚都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

a. 市街地拡大の可能性

- ・ 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- ・ 都市計画区域内において、住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- ・ 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性が低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

JR川棚駅周辺は、町役場や業務施設、小売店舗、公共公益施設などが集積している。

今後も、当該地区を、本都市計画区域の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 工業地

川棚工業団地は、食料品製造業や窯業などの工業施設が集積した地区である。当該地区を、本都市計画区域の産業を支える工業地として位置づける。

c. 住宅地

中心市街地の住宅地は、公共施設や商業施設へのアクセス性を活かした都市サービスを享受できる利便性の高い住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、周囲の豊かな山林などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

②土地利用の方針

a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域には、二級河川川棚川沿いに広がる水田などの農地が形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

b. 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域南西部に位置する大崎半島などの山林や海岸は、大村湾県立公園に指定されており、貴重な自然環境が残っていることから、豊かな自然や生態系の維持、海とのふれあいの場にふさわしい空間維持を図るため、今後とも、良好な自然環境の保全に努めるとともに、その活用を図る。

c. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設^{*1}については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

（※1）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2)－1 交通施設

①基本方針

a. 交通体系の整備の方針

地域高規格道路や広域道路の整備を促進し、佐世保や波佐見、また、その他周辺都市との連携・交流を強化するとともに、佐賀県の嬉野町や有田町、福岡県方面など県外との交流促進を図る。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

地域高規格道路や港湾、駅、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

また、本都市計画区域における交通混雑の解消をめざす。

②主要な施設の配置の方針

a. 道路

地域高規格道路である東彼杵道路は、本都市計画区域と佐世保や大村方面、また、県外との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、緊急医療体制の支援などに資する道路であるため、交流促進型の広域道路として位置づける。

都市計画道路(以下(都)という)川棚縦貫線、(都)駅前線、一般国道205号、主要地方道川棚有田線、一般県道嬉野川棚線は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

b. 港湾

川棚港は、川棚工業団地や波佐見、また、佐賀県有田町などからの工業製品、建設資材などの流通の拠点となる港湾であることから、地域に密着した地方港湾として位置づける。

c. 鉄道

JR大村線は、住民の通勤、通学、買物などの日常生活の生活利便性の向上に資する鉄道であることから、地域に密着した鉄道として位置づける。

2)－2 河川

①基本方針

a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

②主要な河川の配置の方針

二級河川川棚川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

③主要な河川の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する河川は、次のとおりとする。

二級河川川棚川

2)－3 下水道

①基本方針

a. 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および川棚川や大村湾などの公共用水域の水質保全を図るため、長崎県污水处理構想や川棚町污水处理構想に基づき、計画的、効率的に他の污水处理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

b. 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。

概ね10年後における川棚町内の普及率（污水处理^{※2}人口／行政人口）は、83%を目標とする。

（※2）「污水处理」とは、下水道、浄化槽など各種污水处理施設による汚水の処理のこと。

②主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、市街地およびその近傍を対象として段階的に整備を進める。

③主要な下水道の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する下水道は、次のとおりとする。

川棚町公共下水道

2)－4 その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な佐世保・県北ブロック（佐世保市、平戸市、松浦市など3市4町）において、将来的に5施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、大村湾県立公園に指定されている大崎自然公園の美しい海岸部など、貴重な自然環境・生態系を有している。

これらの自然環境については、保全に努めるとともに自然とのふれあいの場としての活用も図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

川棚町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

本都市計画区域内に存在する大村湾県立公園については、今後とも自然公園全体の森林や海岸の美しい自然環境の連続性を維持するとともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」にもとづいて指定された希少野生動植物種の生息生育地については、その環境の保全に努める。

b. レクリエーションシステムの配置方針

大崎自然公園は、本都市計画区域のみならず広く県民が身近に自然にふれ親しむことのできる自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

中央公園は、本都市計画区域及び周辺の住民がスポーツなどをとおして、交流を図ることができるスポーツ・レクリエーションの拠点として位置づける。

c. 景観構成システムの配置方針

大村湾県立公園に指定されている海岸線と豊かな緑が織りなす良好な自然景観は、本都市計画区域の象徴的な景観であり、その保全を図る。

本都市計画区域の丘陵地に広がっている森林は、良好な都市環境を保持する緑地としての機能を果たすとともに、保水・土壌浸食防止機能を有していることから、その保全に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーションシステムとして配置した中央公園は、既に地区公園として都市計画決定しており、今後も施設の維持・充実を図る。

b. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然的景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

①基本方針

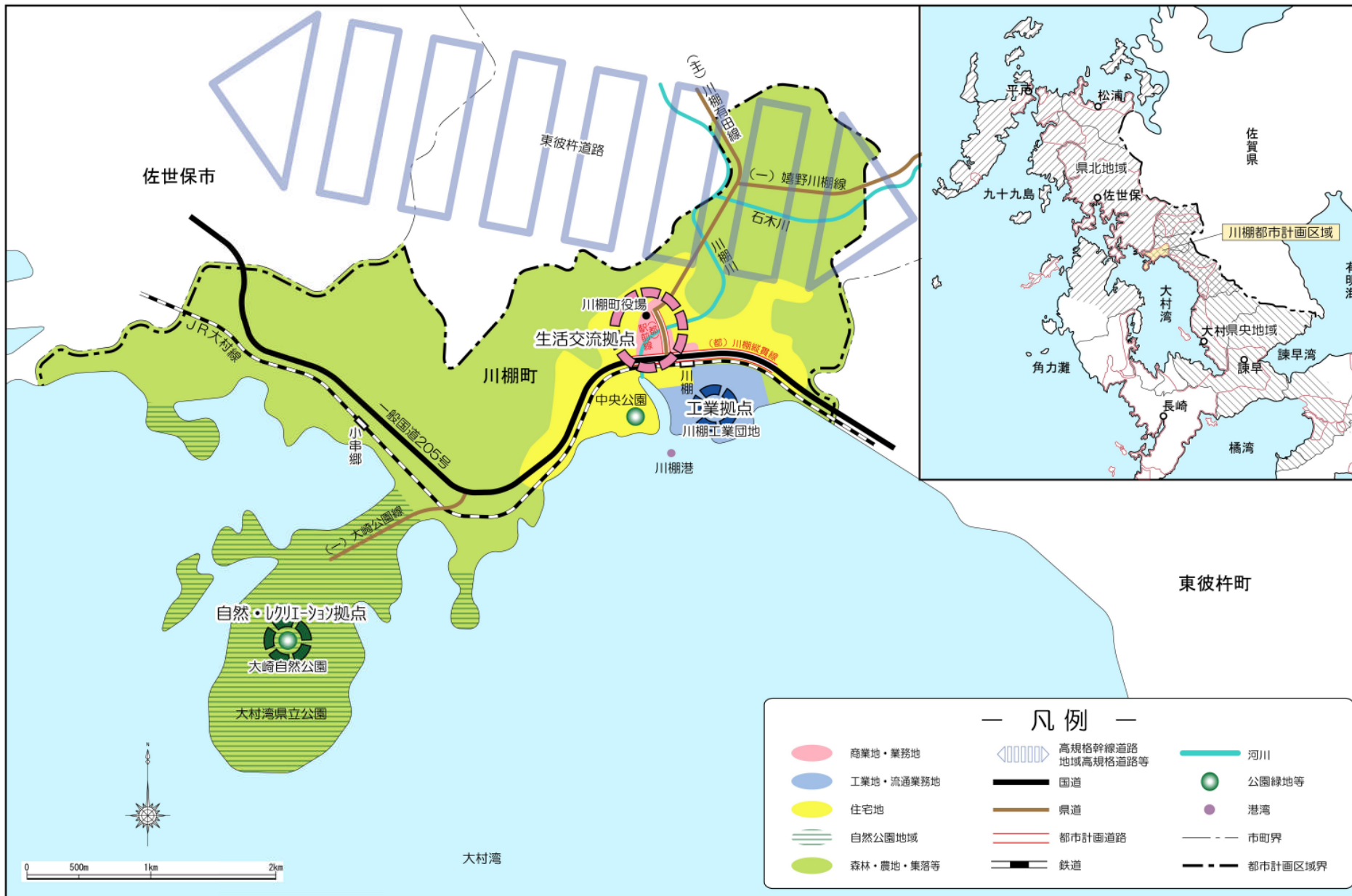
都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第84号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

川棚都市計画区域



— 凡例 —

	商業地・業務地		工業地・流通業務地		住宅地		自然公園地域		森林・農地・集落等
	商業地・業務地		工業地・流通業務地		住宅地		自然公園地域		森林・農地・集落等
	工業地・流通業務地		住宅地		自然公園地域		森林・農地・集落等		河川
	国道		県道		都市計画道路		公園緑地等		港湾
	鉄道		市町界		都市計画区域界		公園緑地等		港湾
	高規格幹線道路 地域高規格道路等		県道		都市計画道路		公園緑地等		港湾